

足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え推進要綱（26足都建発第430号 平成26年6月30日区長決定）に基づき、策定された街区プラン内における無接道家屋の建替え計画（以下「建替え計画」という。）を検討する場合、現況通路測量に要する費用の一部を区が助成することにより、通路部分の整備及び通路協定締結の推進を図り、もって区民が安全で快適に暮らすことができるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅密集市街地等 足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え推進要綱別表に定める特定地域をいう。
- (2) 無接道家屋 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に定める接道要件を満たさない家屋をいう。
- (3) 建替え 平成26年4月1日現在、家屋が確認できる敷地での建替えをいう。
- (4) 街区プラン 足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え推進要綱に定める通路網計画等をいう。
- (5) 区民等 区内に存する土地又は家屋に関して権利を有する者をいう。
- (6) 無接道敷地 法に定める接道要件を満たさない敷地をいう。
- (7) 通路協定 街区プランを基に具体的な通路の拡幅を示し、その内容に関係権利者が承諾するものをいう。

(助成の対象)

第3条 区長は、区民等が次に該当する建替え計画を検討するときは、その者に対し、当該計画における通路協定締結のために行った現況通路測量調査、通路協定の作成及び通路協定の締結作業（以下「測量調査」という。）の費用の一部を、予算の定める範囲において助成することができる。

- (1) 区が示した街区プラン内の建替え計画であること。
- (2) 計画敷地が現況幅員1.2メートル以上1.8メートル未満の通路に接する無接道敷地であること。

2 前項の規定により助成を受けようとする者は、測量調査を実施した通路に面する当該建替え計画家屋の所有権若しくは相続権の全部を有する者又は当該建替え計画家屋の所有権若しくは相続権を有する者の全員の同意を得た者であって、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 個人にあつては、特別区民税を滞納していないこと。
- (2) 法人にあつては、法人都民税を滞納していないこと。
- (3) 当該建替え計画により他の者の権利を侵害するおそれのないこと。

3 前項に定める者のほか、区長が特に必要と認めた者は、第1項の助成を受けることができる。

(欠格要件)

第4条 次に該当する者は、助成を受けることができない。

(1) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)の規定による無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人

(2) 測量調査の実施に当たり、他の法令の定めにより、手続等が義務付けられているにもかかわらず、これを怠った者

(3) この要綱の規定により、既に助成を受けて測量調査を実施した通路に面して建替え計画を検討する者

(4) 前3号に定める者のほか、この助成の趣旨に反するもの又は助成を行うことが不適当と区長が認めるもの

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、測量調査に要した費用の額(消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税額を除く。)に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、450,000円を上限とする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事前に足立区無接道家屋建替え測量調査助成申請書(第1号様式)により、次の各号の書類を添えて区長に申請しなければならない。ただし、区長は、必要がないと判断した書類の添付を省略させることができる。

(1) 建替え計画及び測量調査を行う範囲の最新の公図並びに土地及び建物の全部事項証明書(3か月以内に取得したものに限る。)

(2) 案内図、建替え計画図及び測量計画書

(3) 建替え計画及び測量調査を行う範囲の現況写真

(4) 申請者の住民票(法人にあつては、登記事項証明書)の写し

(5) 申請者が既存建物の建築確認申請に関する書類を所持する場合は、その写し

(6) 測量調査見積書(内訳書を含む。)

(7) 前年度の特別区民税納税証明書(法人にあつては、都民税納税証明書)

(8) その他区長が必要と認める書類

(助成の内定)

第7条 区長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査を行い、助成の適否を決定する。

2 区長は、前項の審査において助成することが適当と認めるときは、助成を内定し、助成金の額の予定額（以下「助成予定額」という。）等を足立区無接道家屋建替え測量調査助成金交付内定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定により助成を内定するに当たっては、助成金の交付について条件を付することができる。

4 区長は、第1項の審査において助成することが不適当と認めるときは、足立区無接道家屋建替え測量調査助成金交付結果通知書（第3号様式）により不適当である理由を付して、その旨通知するものとする。

（助成内容の変更）

第8条 前条第2項の規定による助成の内定の通知を受けた者（以下「助成内定者」という。）

は、内定を受けた内容について変更するときは、足立区無接道家屋建替え測量調査助成金内容変更申請書（第4号様式）により区長に申請し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による変更の申請があったときは、変更に係る内容について審査し、変更の可否を決定する。

3 区長は、変更を承認するときは、足立区無接道家屋建替え測量調査助成金内容変更承認書（第5号様式）により当該変更を承認した内容及び助成予定額（助成予定額が変更となる場合に限る。）を助成内定者に通知するものとする。

4 区長は、変更を承認しないときは、承認しない理由を付して、その旨通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者が申請を取り下げるとき、又は助成内定者が測量調査を取りやめるときは、足立区無接道家屋建替え測量調査取下げ・取りやめ届（第6号様式）により、区長に届け出なければならない。

（内定の取消し）

第10条 区長は、助成内定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の内定を取り消すことができる。

（1） 測量調査の内容について、錯誤等があり、これについて報告又は是正を求めたにもかかわらず、その報告又は是正を行わないとき。

（2） 正当な事由なく、助成の内定を受けた日より6ヶ月以内に測量調査が完了しないとき。

（3） 前2号のほか、助成を行うことが不適当と区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定により助成の内定を取り消したときは、足立区無接道家屋建替え測量調査助成金交付内定取消通知書（第7号様式）により当該内定を取り消された者に通知するものとする。

（助成金の交付申請）

第11条 助成内定者は、測量調査が完了し、助成金の交付を受けようとするときは、速やかに足立区無接道家屋建替え測量調査完了届・助成金交付申請書（第8号様式）により、区長に測量調査の完了を届け出るとともに、助成金の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 測量調査に係る契約書の写し
- (2) 測量調査の費用に係る領収書又はそれに代る証明の写し
- (3) 調査後の測量図面の写し及び写真
- (4) 通路協定書の写し

(助成金の交付決定)

第12条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付の申請がされたときは、同条第2項に規定する書類を審査し、交付の可否を決定する。

2 区長は、前項の審査を行うに当たっては、前条第2項に規定する書類に基づき現場確認等を行うものとする。

3 区長は、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付の決定を行い、足立区無接道家屋建替え測量調査助成金交付決定通知書（第9号様式）により助成内定者に通知するものとする。

4 区長は、助成金を交付することが不適当と認めるときは、足立区無接道家屋建替え測量調査助成金交付結果通知書（第10号様式）により不適当である理由を付して、その旨通知するものとする。

5 第1項の規定により助成金の交付を決定するときは、第7条第2項の規定により通知した助成予定額（第8条第2項の規定により助成予定額を変更した場合は、同項の規定により通知した予定額）を助成金の額として決定するものとする。

(助成金の交付請求)

第13条 助成金の交付の決定を受けた者は、速やかに足立区無接道家屋建替え測量調査助成金交付請求書兼口座振替依頼書（第11号様式）を区長に提出し、助成金の交付の請求をしなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付又は交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容、これに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) 要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約金)

第16条 前条の規定により助成金の返還を命ぜられた者は、当該命令に係る助成金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(委任)

第17条 助成金の交付を受けようとする者は、委任状（第12号様式）により、申請に係る事務を他の者に委任することができる。

付 則（26足都建発第431号 平成26年6月30日区長決定）

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

付 則（30足都建発第1776号 平成31年3月26日区長決定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（2足都建発第2194号 令和3年3月31日区長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（5足都開発第2487号 令和5年12月28日区長決定）

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

付 則（7足都開発第1935号 令和7年10月22日区長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え支援助成金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（7足都開発第3640号 令和8年3月31日区長決定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

足立区無接道家屋建替え測量調査助成申請書

年 月 日

(提出先)

足立区 区 長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者
住 所

氏 名
TEL ()

足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え支援助成金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。また本測量調査に伴い、作成・提出される通路測量図面及び測量結果等については、今後、通路に面して建替えが計画される際に、使用することを了承します。

申請者	(ふりがな) 氏 名				
	住 所	〒 TEL			
測量調査概要	測量場所	東京都足立区	現況 幅員	m	
	街区プラン 名・番号	街区プラン No.			
	測量期間 (予定)	年 月 日(着手)～ 年 月 日(完了)			
	測量費 (見積金額)	円(消費税抜き)			
	測量事業者	会社名		TEL	
		住所			
測量士 調査士			資格 番号		
既存建物概要	地名地番	東京都足立区	構造 階数	造 階建	
	敷地面積 延床面積	m ² m ²	建築年月日	年 月 日	
	家屋の権利	①申請者本人 ②その他()			
	家屋の用途	①住宅 ②店舗等との併用住宅 ③工場・作業場 ④その他 ()			
建替計画概要	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	
	延床面積	m ²	構造・階数	造 階建	
	家屋の用途	①専用住宅 ②その他 ()			

□本申請の記載事項について、誤字、脱字等の軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

足立区無接道家屋建替え測量調査助成金交付内定通知書

足 収第 号
年 月 日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申 請 者
住 所
氏 名 様

足立区長

年 月 日付けで申請のあった測量調査助成については、足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え支援助成金交付要綱第7条第1項に基づき審査した結果、下記のとおり助成の対象となることを確認したので通知します。

記

1 測量調査概要

- (1) 測量調査場所(地名地番)
- (2) 街区プラン名・番号
- (3) 現況幅員 m

2 建替計画概要

- (1) 建築物の所在地(地名地番)
- (2) 建築物の種別 ①戸建住宅 ②その他 ()
- (3) 建築物の構造 ①木造 ②非木造()

3 実施期間(予定)

年 月 日(着工) ～ 年 月 日(完了)

4 助成予定額

円

5 条件

6 整理番号

足立区無接道家屋建替え測量調査助成金交付結果通知書

足 収第 号
年 月 日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申 請 者
住 所
氏 名 様

足立区長

年 月 日付けで申請のあった測量調査助成については、足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え支援助成金交付要綱第7条第1項に基づき審査した結果、下記の理由により、助成することが不相当であることを確認したので通知します。

記

1 測量調査概要

- (1) 測量調査場所(地名地番)
- (2) 街区プラン名・番号
- (3) 現況幅員 m

2 建替計画概要

- (1) 建築物の所在地(地名地番)
- (2) 建築物の種別 ①戸建住宅 ②その他 ()
- (3) 建築物の構造 ①木造 ②非木造()

3 不相当である理由

4 整理番号

第4号様式(第8条関係)

足立区無接道家屋建替え測量調査助成金内容変更申請書

年 月 日

(提出先)

足立区 長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住 所

氏 名

TEL ()

年 月 日付、 足 収第 号で助成内定を受けた測量調査について、下記のとおり変更したいので、足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え支援助成金交付要綱第8条第1項に基づき、申請します。

記

1 測量調査場所(登記簿上)
東京都足立区

2 変更理由

3 変更内容

本申請の記載事項について、誤字、脱字等の軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

第5号様式(第8条関係)

足立区無接道家屋建替え測量調査助成金内容変更承認書

足 収第 号
年 月 日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申 請 者

住 所

氏 名

様

足立区長

年 月 日付けで申請のあった助成内容の変更について、足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え支援助成金交付要綱第8条第3項に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 変更内容

2 整理番号

第6号様式(第9条関係)

足立区無接道家屋建替え測量調査取下げ・取りやめ届

年 月 日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名

TEL ()

下記の測量調査について、取り下げ、又は取りやめたいので足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え支援助成金交付要綱第9条に基づき届け出ます。

記

1 助成申請日又は助成内定日

年 月 日

2 事由

- ①取下げ(足立区無接道家屋建替え測量調査助成申請の取下げ — 内定されていない場合)
- ②取りやめ(工事等の中止 — 既に内定を受けている場合)

受 理

□本申請の記載事項について、誤字、脱字等の軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

※正・副2部提出のこと

第7号様式(第10条関係)

足立区無接道家屋建替え測量調査助成金交付内定取消通知書

足 収第 号
年 月 日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申 請 者
住 所
氏 名 様

足立区長

年 月 日付、 足 収第 号により、助成を内定した測量調査については、足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え支援助成金交付要綱第10条第2項に基づき、下記のとおり内定を取り消したので通知します。

記

取消しの事由

第8号様式(第11条関係)

足立区無接道家屋建替え測量調査完了届・助成金交付申請書

年 月 日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者

住所

氏名

TEL ()

年 月 日付、足 収第 号で助成内定を受けた測量調査が完了したので、足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え支援助成金交付要綱第11条第1項に基づき、測量調査の完了を届け出るとともに、助成金の交付について申請します。

記

1 測量調査場所(登記簿上)
東京都足立区

2 街区プラン名・番号
街区プラン No.

3 実施期間
年 月 日(着手) ～ 年 月 日(完了)

4 測量業者
住所
会社名
氏名 印
電話 ()

本申請の記載事項について、誤字、脱字等の軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

第9号様式(第12条関係)

足立区無接道家屋建替え測量調査助成金交付決定通知書

足 収第 号
年 月 日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申 請 者
住 所
氏 名 様

足立区長

年 月 日付けで助成金交付申請のあった測量調査助成については、足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え支援助成金交付要綱第12条第1項に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

交付金額 円

第10号様式(第12条関係)

足立区無接道家屋建替え測量調査助成金交付結果通知書

足 収第 号
年 月 日

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申 請 者
住 所
氏 名 様

足立区長

年 月 日付けで助成金交付申請のあった測量調査助成については、足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え支援助成金交付要綱第12条第1項に基づき、下記の理由により、交付することが不適當であることを確認したので通知します。

記

不適當である理由

第11号様式(第13条関係)

足立区無接道家屋建替え測量調査助成金交付請求書兼口座振替依頼書

年 月 日

(提出先)

足立区長

(法人の場合は法人名及び代表者名)

申請者
住所

氏名
TEL ()

年 月 日付、足 収第 号で交付決定のあった交付金について、足立区木造住宅密集市街地等における無接道家屋建替え支援助成金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり、請求します。

記

1 請求金額

金額		百万	十万	万	千	百	十	円
						0	0	0

※ 金額は、アラビア数字(算用数字)を使用し、訂正は認められません。

※ 金額の頭に「¥」の記号を入れること。

2 指定振込先

振込先金融機関		銀行 信用金庫 信用組合 農協 (○で囲む)		本店 支店 出張所 (○で囲む)	
種別・口座番号		普通・当座 (○で囲む)	口座番号		
口座 名義 人	フリガナ				
	氏名				

□本申請の記載事項について、誤字、脱字等の軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。

第 1 2 号様式（第 1 7 条関係）

委 任 状

私は、都合により _____ を受任者と定め、次の場所の測量調査について、足立区無接道家屋建替え測量調査助成に係る届出その他の手続を委任します。

測量調査場所

受任者の住所

受任者の氏名

連絡先

自宅・勤務先・携帯 電話番号

（該当するものを○で囲む。）

年 月 日

委任者の住所

委任者の氏名

印